

エジプトにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	商業代理業務および輸入業への規制	・商業代理業については、商業代理業法(1982年法律120号)により、エジプト資本100%の企業であることが求められる。 ・商業目的の輸入については、輸入者登録法(1982年法律121号、2017年7号改定)により、エジプト資本が51%以上の企業であることなどの条件がある。 ・ただし、投資保護・優遇措置法(1997年法律8号)に基づいて設立された企業は、輸入者登録をすることなく、必要機材・原料等を輸入することが可能である。	・輸出入規制やライセンス問題が結果として外資参入の障壁となっているケースが多く、関連法・規制の抜本的な見直しをエジプト政府へ求めて頂きたい。	・商業代理業法(1982年法律120号) ・輸入者登録法(1982年法律121号、2017年7号改定) ・投資保護・優遇措置法(1997年法律8号)
9 輸出入規制・関税・通関規制	日化協	(1)	製造年月日規制	・納入製品は1ロットに限定されるため、生産数量の調整が煩雑、且つ、製造後6か月以内に現地到着が必要であり、受注確定からのスケジュールが非常にタイトとなる。	・化学品など科学的に安定性が証明されているものについては、適用除外として頂きたい。	
	日機輸	(2)	通関業務	・ブランドを付したパーツの税関による検査がない。エジプトの現地生産の許可を得ている輸入者がドバイにて有名ブランドの商品を購入しドバイにて分解、パーツとして輸出し、完成品に対する高関税を回避している。さらに、当該輸入者は、内部パーツの一部(モータ等)を粗悪なものに変更した上で、エジプト国内で組み立てた後、日本製やマレーシア製を騙り販売を実施している。この結果、当社は不当に安く、粗悪な流入品に対して対応を迫られることになっている。	・ブランドが付された部品の輸入にあたり、ブランドオーナーの承諾を必要とするよう手続きを改定してほしい。	
	日機輸	(3)	輸出入規制	・General Organization for Export and Import Control(GOEIC)に新工場登録を要求されており、この登録が完了するまで、輸入を制限される。登録には文書提出後、通産省からの承認を得るまで、約2ヶ月間待機しなければならない。	・新基準の適用基準と手続きの明確化を図ってほしい。 ・通産省においては、承認権限の委託を通じて承認に要する期間を短縮してほしい。	
	日鉄連	(4)	輸入規制(輸入ライセンス制)	・2016年1月16日、エジプト貿易・産業省は外国の工場および企業が、同省令指定に該当する品目をエジプト向けに輸出する場合、同工場・企業をエジプト輸出入管理公団に事前に登録することを義務付ける旨、公布。(HS72.13/72.14/72.15) 2016年3月16日、施行。 (継続)		・2016年43号省令
	日機輸	(5)	放射線検査義務	・2011年の東日本大震災以後、日本からの全輸入品への放射線検査が義務付けられている。当該検査対応に1-2週間の待機期間を有している。	・放射線検査を廃止してほしい。	
	日機輸	(6)	関税分類の突然の変更	・税関による関税率変更が施行期間なしに変更されるため、当社は変更の都度、新関税率への対応と当局とのネゴシエーションを行う必要がある。本年度については、現地生産テレビのSKD(Semi Knock Down)パーツ関税が突然の変更となり、CKD(Complete Knock Down)への対応をせざるを得ない状況になっている。	・関税率変更の際に十分な施行期間を設けるようにしてほしい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9	日鉄連	(7)	セーフガード措置	・2014年10月14日、エジプト貿易産業省が線材・棒鋼に対するセーフガード調査を開始すると同時に、暫定措置を発動する旨、WTO通報。同措置により、官報告示日より最大200日間、7.3%（最低290エジプトポンド/トン）の暫定セーフガード関税が賦課。 2015年4月15日、最終決定に関する建議（～2015年10月13日：8%但し408EGP下限、～2016年10月13日：6.5%同325EGP、～2017年10月13日：3.5%同175EGP） 2017年6月8日、国内産業の求めに応じて2017年6月6日より措置停止の旨WTO通報。 （追加）	・措置撤廃。		
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	日機輸	(1)	外国人労働者の割合規制	・フリーゾーンに設立された企業は、投資保護・優遇措置法（1997年法律8号）施行規則（首相令2004年1247号）により、外国人労働者の割合が総従業員数の25%を超えてはならないとされている。		・投資保護・優遇措置法（1997年法律8号）施行規則（首相令2004年1247号）
14	税制	日機輸	(1)	税制改正の不明瞭・細則の不備	・2016年9月に付加価値税（13%）が導入、即日適用されたが細則が発効されたのが2017年3月と細かい規定が不明瞭なまま徴収が進められた。内税方式での契約であった為、契約遂行中の法令変更による追加申し出を行うも、実態として細則が発効されるまで議論を始めることが出来ず、追加となった税額につき当社での支払いを余儀なくされた。パブリックコメント募集はされたが、法律施行後であり、実質的に意味をなしていなかった。	・パブリックコメント募集は法律施行（適用）前に実施され、コメントを適宜反映したものが施行されるという手続きにして頂きたい。	
16	雇用	日機輸	(1)	現地人雇用規制	・外国人労働者は、総従業員数の10%を超えてはならないとされている。支店、株式会社および有限責任会社については、総従業員数の10%を超える外国人従業員の雇用禁止に加え、総賃金の20%以上の額の外国人従業員への支払禁止の規制もある。	・現地人雇用については、外資企業に対話機会を提供するとともに、業界に応じ規制緩和を行う等、柔軟な対応・法整備をお願いしたい。	・会社法（1981年法律159号）第174条、労働力・移民省令2015年305号
17	知的財産制度運用	時計協	(1)	商標権変更申請手続の遅延	・商標の変更申請（社名変更など）の手続きに時間がかかりすぎる。（9年以上経過しているが終了していない例が認められる）。	・変更申請手続きの迅速化を希望。	
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	新標準規格の運用・手続の不明瞭	・エジプト新標準規格の適用がすべての輸入者と現地製造会社に適用されているわけではないが、新標準規格を充足していることを確認するまで、ビジネスが中断される（VCのサクショパワー等）。	・新基準の適用基準と手続きの明確化を図ってほしい。	
		日機輸	(2)	独自の新標準規格	・新エジプト標準規格がグローバル標準規格を合致していないことから、当社がグローバル基準に合致していても、都度エジプト標準規格に合わせた検査対応をしなければならない。	・エジプト新標準規格をグローバル標準規格に合わせた形で改定してほしい。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法令・規則の未整備	・2016年春頃より、明文法がないにもかかわらず、重量物の内陸輸送に対してFS費用や道路修復費用と称する徴収が始まった。結果的に2016年11月に道路局による条例という形で明文化されたが、徴収金額は担当者の裁量に委ねられており、現地輸送業者ですら計算過程を把握する事ができないまま支払せざるを得なかった。	・原則として法令は明文化して頂きたい。	

経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。